

百四第一項の規定による還付を受けた者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の還付を受けた金額の三倍が百万円を超える場合においては、状況により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超え当該相当額の三倍以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第七十二条の百一 貨物割に関する犯則取締りの特例

長又は税関職員を国税局長若しくは税務署長又は税関官吏とみなして、国税犯則取締法の規定（同法第十一条及び第十二条第一項の規定を除く。）を適用する。

2 国税犯則取締法第十一条第五項の規定は、前項の犯則事件を国税庁、国税局又は税務署の税関官吏及び税関職員が発見した場合において準用する。この場合において、同条第五項中「所轄税務署ノ税関官吏」とあるのは「所轄税務署ノ税関官吏（税関職員が最初発見シタルトキハ当該発見地又ハ犯則物件ノ輸入地若ハ納税地所轄税関ノ税関職員）」と、「所轄国税局ノ税関官吏」とあるのは「所轄国税局ノ税関官吏（税関職員が最初発見シタルトキハ当該発見地又ハ犯則物件ノ輸入地若ハ納税地所轄税関ノ税関職員）」と読み替えるものとする。

3 第一項の場合において、消費税法第四十七条第一項第一号に掲げる課税標準額に対する消費税額を課税標準ととして課する貨物割に関する犯則事件は、間接国税以外の国税に関する犯則事件とし、同法第五十条第一項の規定により徴収すべき消費税額（消費税を充てる延滞税の額を含まないものとする。）を課税標準として課する貨物割に関する犯則事件は、間接国税に関する犯則事件とする。

第七十二条の百二 税関長は、政令で定めるところにより、道府県知事に対し、貨物割の申告の件数、貨物割額、貨物割に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2 道府県知事は、税関長に対し、必要があると認める事項を示

して、当該税関長に係る貨物割の賦課徴収又は申告納付に関する事項について、これらに関する書類を閲覧し、又は記録することを請求することができる。この場合において、当該請求に理由があると認めるときは、税関長は、関係書類を道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

3 税関長は、貨物割の賦課徴収を行うため必要があるときは、道府県知事及び市町村長に対し、当該事務に関し参考となるべき資料又は情報の提供その他の協力を求めることができる。

第七十二条の百十三 道府県は、国が貨物割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、政令で定めるところにより、徴収取扱費を国に支払わなければならない。

2 国は、政令で定めるところにより、前項の徴収取扱費の算定に関し必要な事項を道府県知事に通知しなければならない。

3 道府県知事は、前項の規定に基づき通知があった場合においては、その通知があった日から三十日以内に、第一項の徴収取扱費を支払うものとする。

第四款 清算及び交付

第七十二条の百十四 道府県は、当該道府県に納付された譲渡割額に相当する額及び第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の十七分の十に相当する額から前条第一項の規定により国に支払った金額に相当する額を減額した額を、政令で定めるところにより、各道府県ごとの消費に相当する額に充て分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額を他の道府県に対し、それぞれ支払うものとする。

2 道府県は、前項の規定による合算額の十七分の七に相当する額を、政令で定めるところにより、各道府県ごとの消費に相当する額に充て分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額を他の道府県に対し、それぞれ支払うものとする。

3 前二項の規定により他の道府県に支払うべき金額は、関係道府県間でも、それぞれ相殺するものとする。

4 前二項及び前条の各道府県ごとの消費に相当する額とは、各道府県ごとに、当該道府県の小売年間販売額（統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である商業統計の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める

額をいう。）と当該道府県の当該小売年間販売額に相当する消費以外の消費に相当する額（消費に関連する指標で政令で定めるものを基準として政令で定めるところにより算定した額をいう。）とを合計して得た額をい。

5 前各項目に定めるもののほか、これらの規定の実施のための手続その他その執行のために必要な事項は、総務省令で定める。

（地方消費税の市町村に対する交付）

第七十二条の百十五 道府県は、前条第一項に規定する合算額の十七分の十に相当する額から第七十二条の百十三第一項の規定により国に支払った金額に相当する額を減額した額に、前条第一項の規定により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村（特別区を含む。以下この条及び次条において同じ。）に対し、官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村の人口及び統計法第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数に按分して交付するものとする。

2 道府県は、前条第一項に規定する合算額の十七分の七に相当する額に、同条第二項の規定により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村に対し、前項の人口に按分して交付するものとする。

3 第一項の場合においては、市町村に対して交付すべき額の二分の一の額を同項の人口で、他の二分の一の額を同項の従業者数で按分するものとする。

第五款 使途等

（地方消費税の使途）

第七十二条の百十六 道府県は、前条第二項に規定する合計額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付した額を控除した額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保険施設（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施設をいう。）次項において同じ。）に要する経費に充てるものとする。

2 市町村は、前条第二項の規定により道府県から交付を受けた

百四第一項の規定による還付を受けた者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の還付を受けた金額の三倍が百万円を超える場合においては、情状により、同項の罰金の倍は、同項の規定にかかわらず、百万円を超え当該相当額の三倍以下の額とすることができ

る。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科す。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

（貨物割に係る犯罪事件の調査及び処分の特例）

第七十二条の百十一 貨物割に関する犯罪事件については、前章第十八節の規定にかかわらず、税関長又は税関職員を国税局長若しくは税務署長又は国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員とみなして、国税通則法第十一章（第百五十三条及び第百五十四条第一項を除く。）の規定を適用する。

2 国税通則法第百五十二条第五項の規定は、前項の犯罪事件を国税庁、国税局又は税務署の当該職員及び税関職員が発見した場合について準用する。この場合において、同条第五項中「税務署の当該職員」とあるのは「税務署の当該職員（税関職員が最初に発見したときは、当該発見地又は犯罪物件の輸入地若しくは納税地を所轄する税関の税関職員）」と、「国税局の当該職員」とあるは「国税局の当該職員（税関職員が最初に発見したときは、当該発見地又は犯罪物件の輸入地若しくは納税地を所轄する税関の税関職員）」と読み替えるものとする。

3 第一項の場合において、消費税法第四十七条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額を課税標準として課する貨物割に関する犯罪事件は、間接国税以外の国税に関する犯罪事件とし、同法第五十条第二項の規定により徴収すべき消費税額（消費税に係る延滞税の額を含まないものとする。）を課税標準として課する貨物割に関する犯罪事件は、間接国税に関する犯罪事件として課する。

（貨物割の賦課徴収又は申告納付に関する報告等）

第七十二条の百十二 税関長は、政令で定めるところにより、道府県知事に対し、貨物割の申告の件数、貨物割額、貨物割に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2 道府県知事は、税関長に対し、必要があると認める事項を示

地方税法（抄）

して、当該税関長に係る貨物割の賦課徴収又は申告納付に関する事項について、これらに関する書類を閲覧し、又は記録することを請求することができる。この場合において、当該請求に理由があると認めるときは、税関長は、関係書類を道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

3 税関長は、貨物割の賦課徴収を行うため必要があるときは、道府県知事及び市町村長に対し、当該事務に関し参考となるべき資料又は情報の提供その他の協力を求めることができる。

第七十二条の百十三 道府県は、国が貨物割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、政令で定めるところにより、徴収取扱費を国に支払わなければならない。

2 国は、政令で定めるところにより、前項の徴収取扱費の算定に關し必要な事項を道府県知事に通知しなければならない。

3 道府県知事は、前項の規定によつて通知があった場合においては、その通知があつた日から三十日以内に、第一項の徴収取扱費を支払うものとする。

第四款 清算及び交付

（地方消費税の清算）

第七十二条の百十四 道府県は、当該道府県に納付された譲渡割額に相当する額及び第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の十七分の十に相当する額を前条第一項の規定により国に支払つた金額に相当する額を減額した額を、政令で定めるところにより、各道府県ごとの消費に相当する額に應じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額を他の道府県に対し、それぞれ支払うものとする。

2 道府県は、前項の規定による合算額の十七分の七に相当する額を、政令で定めるところにより、各道府県ごとの消費に相当する額に應じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額を他の道府県に対し、それぞれ支払うものとする。

3 前二項の規定により他の道府県に支払うべき金額は、関係道府県間でも、それぞれ相殺するものとする。

4 前二項及び第三項の各道府県ごとの消費に相当する額とは、各道府県ごとに、当該道府県の小売年間販売額（統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である商業統計の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める

額をいう。）と当該道府県の当該小売年間販売額に相当する消費以外の消費に相当する額（消費に関連する指標で政令で定めるものを基準として政令で定めるところにより算定した額をいう。）とを合計して得た額をいう。

5 前各項に定めるもののほか、これらの規定の実施のための手続その他その執行のために必要な事項は、総務省令で定める。

（地方消費税の市町村に対する交付）

第七十二条の百十五 道府県は、前条第一項に規定する合算額の十七分の十に相当する額から第七十二条の百十三第一項の規定により国に支払つた金額に相当する額を減額した額に、前条第一項の規定により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の道府県に支払つた金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村（特別区を含む。以下この条及び次条において同じ。）に対し、官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村の人口及び統計法第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数に按分して交付するものとする。

2 道府県は、前条第一項に規定する合算額の十七分の七に相当する額に、同条第二項の規定により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の道府県に支払つた金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村に対し、前項の人口に按分して交付するものとする。

3 第一項の場合において、市町村に対して交付すべき額の二分の一の額を同項の人口で、他の二分の一の額を同項の従業者数で按分するものとする。

第五款 使途等

（地方消費税の使途）

第七十二条の百十六 道府県は、前条第二項に規定する合計額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付した額を控除した額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保険施設（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施設をいう。）次項において同じ。）に要する経費に充てるものとする。

2 市町村は、前条第二項の規定により道府県から交付を受けた